

春日井市防災会議運営要綱

〔昭和 59 年 8 月 27 日〕
制 定

改正 平成 8 年 7 月 26 日

改正 平成 14 年 2 月 6 日

改正 平成 19 年 7 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、春日井市防災会議条例（昭和 38 年春日井市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、春日井市防災会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第 2 条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかななくてはならない。（異動の報告）

第 4 条 条例第 3 条第 5 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの委員に異動等があった場合は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第 5 条 会議の招集の通知には、日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第 6 条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 会議に附した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第 7 条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整に関すること。
 - (3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の聴取その他必要な協力を求めること。
 - (4) 市の防災計画の修正についての意見に関すること。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務を処理させるため、事務局を総務部市民安全課におく。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月27日から施行する。